

役員報酬規程

(主旨)

第1条 本規程は、本会議所の定款第34条で定める役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においての「役員」とは、定款第22条に定めるところによる。

(報酬額)

第3条 本会議所の役員は無報酬とする。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。